

「RE'Fine デイ高江」重要事項説明書

(指定通所介護 重要事項説明書)

<令和7年12月1日現在>

1. サービスについての相談窓口

電話 (8時30分～17時30分) 097(535)7115

担当 児玉 渚 ・ 安藤 彰吾

2. “RE'Fine デイ高江”の概要

(1)提供できるサービスの地域

名称	RE'Fine デイ高江
所在地	大分市高江中央1丁目1304番1
介護保険指定番号	指定通所介護(4470109994号)
サービスを提供する地域	大分市内 上記以外の地域はご相談ください。

(2)職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		業務全般の管理	1名 (介護職員兼務)
生活相談員	1名	2名	相談等の提供	3名(2名兼務)
事務職員	3名		事務の管理	3名
看護職員	1名	6名	看護の提供	1名(6名兼務)
介護職員	1名	8名	通所介護の提供	4名(8名兼務)
機能訓練指導員		1名	機能訓練の提供	1名

(3)設備の概要

定員	44名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽		特別浴槽

(4)施設ご利用時間

月・火・水・木・金・日(第2・4)	8時50分～17時00分
-------------------	--------------

3. サービス内容

- ①日常生活上の世話
- ②食事の提供
- ③入浴(特別入浴)介助
- ④機能訓練
- ⑤送迎
- ⑥時間延長サービス
- ⑦その他（レクリエーション等）

4. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

通所介護計画・介護予防通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所での都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヵ月前までに通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定され尚且つ、事業対象者としても確認されなかった場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、サービスを終了させていただきます。

※重大な背信行為が引き続き行われた際は、30日間の予告期間を待たず、サービス提供を中止し、契約解除とします。

下記のような行為があった場合、重要事項説明書にサービスの提供を停止させていただきます。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の介護職員等に嫌がらせをする、過度に理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、介護職員等や事業所にたいして理不尽な苦情の申し立てをする等のその他の行為

5. 利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間変更がある場合は連絡をください
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更がある場合は連絡をください
- ・食事のキャンセルがある場合は連絡をください

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	続柄	
	連絡先	

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- ① 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- ② 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- ③ 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

8. 秘密義務

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者個人情報および当該家族の個人情報を用いません。

9. 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10. サービス内容に関する苦情

ご利用者相談・苦情窓口担当

担当 デイサービス管理者 児玉 渚

電話 097 (535) 7115

苦情処理の体制

- ① 相談・苦情が発生したならば、即各事業所相談・苦情担当で構成する相談検討委員会を開催、すべて記録をとり、代表者に報告します。
- ② 苦情等の最終責任者は代表者とし、重要案件は役員会で協議します。
- ③ 検討結果を相談・苦情を申しでた利用者に直接説明し、理解、同意を求めます。
- ④ 相談・苦情の処理結果については詳細に記録、保存し、職員へも情報共有を図り今後の再発防止に役立てていきます。

11. 業務改善計画

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業計画書に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

12. 身体拘束

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行います。

(2) 事業所は、身体拘束等の最適化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③通所介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施します。

令和 年 月 日

通所介護等サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 大分市高江中央1丁目1304番1

事業者名 株式会社ラヴィング 代表取締役 渡邊 利章 印

事業所名 RE'Fine デイ高江

説明者 印

私は本書面により、事業者から通所介護等サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

(利用者)

住所

氏名 印

(身元引受人=連帯保証人)

住所

氏名 印

続柄

(別紙) 主な利用料金

■介護報酬告示額

厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものであり、介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又2割又は3割を利用者が負担します。

1) 基本料金 (1単位は10円)

通所介護		単位数	摘要
	通常規模、3時間から4時間		
	要介護1	368単位	
	要介護2	421単位	
	要介護3	477単位	
	要介護4	530単位	
	要介護5	585単位	
	通常規模、4時間から5時間		
	要介護1	386単位	
	要介護2	442単位	
	要介護3	500単位	
	要介護4	557単位	
	要介護5	614単位	
	通常規模、5時間から6時間		
	要介護1	567単位	
	要介護2	670単位	
	要介護3	773単位	
	要介護4	876単位	
	要介護5	979単位	
	通常規模、6時間から7時間		
	要介護1	581単位	
	要介護2	686単位	
	要介護3	792単位	
	要介護4	897単位	
	要介護5	1003単位	

	通常規模、7時間から8時間		
	要介護1	655 単位	
	要介護2	773 単位	
	要介護3	896 単位	
	要介護4	1,018 単位	
	要介護5	1,142 単位	
	通常規模、8時間から9時間		
	要介護1	666 単位	
	要介護2	787 単位	
	要介護3	911 単位	
	要介護4	1,036 単位	
	要介護5	1,162 単位	

2) 加算・減算 (1 単位は 10 円)

通所介護	入浴介助加算	(I)	40 単位		
		(II)	55 単位		
	個別機能訓練加算	(Iイ)	56 単位		
		(Iロ)	85 単位		
	中重度者ケア体制加算			45 単位	
	サービス提供体制強化加算 (I)			22 単位	
	送迎減算			△47 単位	
	同一建物減算			△94 単位	
	介護職員処遇改善加算 (I)			合計単位数×5.9%	
	介護職員特定処遇改善加算 (I)			合計単位数×1.2%	
	通所介護ベースアップ等支援加算			合計単位数×1.1%	
	ADL 維持等加算	(I)		30 単位	1 ヶ月
		(II)		60 単位	1 ヶ月

■その他の費用

●交通費

通常の実施地域 (大分市) を越えた場合は事業所からの距離を計算

①片道3キロ未満500円 ②片道3キロ以上1,000円

●昼食代

420 円

●おむつ代等の介護用品等の購入費

実費

●個別選択での各種イベントやレクリエーション等の参加費または材料費等

実費

■支払方法

当月の利用料金は、翌月 15 日までに請求いたしますので、27 日までにお振り込みください。